

# 使ってみよう ～督促手続オンラインシステム～



## 【隼太郎さんの場合】

事務用品を販売する会社に勤めています。

1年前に反達の一郎くんに30万円を貸したのですが、何度も催促しても返してくれません。

会社の同僚から

「裁判所に支払督促という手続があるよ。最近は、督促手続オンラインシステムとかいってインターネットでも申立てができるらしいね。」  
と聞いたのですが……。

## ● 支払督促とは

- 貸金、売買代金等を相手方（債務者）が支払わない場合に、相手方（債務者）の住所地の簡易裁判所に支払督促の申立てを行うと、裁判所書記官が審査して、支払督促を発付します。
- 書類審査のみなので、訴訟のように、審理のために裁判所に来る必要はありません。
- 相手方（債務者）から異議申立てがあると、訴訟手続に移行します。異議申立てがなければ、申立人（債権者）は仮執行宣言の申立てができます。
- 申立人（債権者）は、仮執行宣言が付された支払督促に基づいて、強制執行の手続を申し立てることができます。

## ● 督促手続オンラインシステムとは

平成18年9月1日、インターネットにより支払督促の申立てを受け付ける、督促手続オンラインシステムが、東京簡易裁判所において運用を開始しました。

- 支払督促のうち次の事件を処理対象としています。
  - ◆一部の簡易裁判所で取り扱う事件
  - ◆多く利用されている定型的な申立類型
- ご利用の前に、申立て予定の事案が、このシステムの処理対象となっていることを、ホームページなどで確認してください。
- このシステムを利用できない場合は、支払督促申立書を相手方の住所地の簡易裁判所に提出して、申立てを行います。



支払督促、僕にできるかな……。まずは、インターネットで調べてみよう。

<http://www.tokuon.courts.go.jp/AA-G-1010.html>

**督促手続オンライン**

▶登録債権者ログイン

▶委任状作成

▶ファイガーブリント

▶利用上の留意事項

●お知らせ  
2007/2/1  
【管轄拡大のお知らせ】相手方（債務者）の住所が、大阪府内（大阪地方裁判所の管轄内）にある場合にも本システムを利用できることになりました。

4. 本システムでサポートする申立て類型  
本システムは、以下の申立て類型について利用することができます。

(1) 貸金 ●貸金 ●利息制限法引き直し ●貸金型クレジット	(4) 売買代金 ●売買代金 ●売掛金 ●個品割賦販売 ●総合割賦販売
(2) 立替金 ●個品割賦購入あっせん ●総合割賦購入あっせん ●リボルビング方式割賦購入あっせん	(5) 通信料 ●回線単位 ●契約者単位
(3) 求償金 ●個品ローン提携販売 ●総合ローン提携販売 ●委託保証ローン提携販売 ●リボルビング方式保証 ●保証委託クレジット ●連帯保証	(6) リース料 ●複合型

**利用できる申立て類型**

督促手続オンライン

Q & A (よくある質問と回答)

よくある質問と回答例です。

■1. 利用方法について  
■2. 申立てについて

**Q & A**

利用方法について

■1-1. ユーザ登録について

Q. 誰でも利用することができるですか。  
A. 誰でも利用することができます。ただし、登録の前に次の点にご注意ください。  
○登録準備について  
利用するにあたって事前準備が必要となります。事前準備については、「初めての方へ」をご覧ください。  
※本システムを利用するために必要な環境設定の手順の詳細については、「環境設定手順書」をご覧ください。

督促手続オンラインシステム設定手順書

○支払督促の簡易裁判所について  
支払督促は、相手方（債務者）の住所地を管轄する簡易裁判所に申立てでできる場合もあります（民事訴訟法38条2項参照）。  
本システムは、支払督促のうち、一部の簡易裁判所で取り扱う事件を処理対象としています。したがって、本システムを利用した申立てを行った場合には、相手方（債務者）の住所地等を管轄する簡易裁判所が、本システムの処理対象となっているかご確認ください。本システムの処理対象については、このサイトのトップページに記載しているので、ご参照ください。

一郎くんの住所は東京都内、**貸金**の請求だ。  
これならインターネットを利用した申立てができるそうだな。  
どうやって使うんだろう。

The screenshot shows a window titled '利用前の準備' (Preparation before Use). It contains three main sections:

- 本システムを利用するには**: A note stating that clicking each icon will display detailed instructions. It includes a green button labeled '必要な動作環境の確認' (Check required operating environment) with an orange arrow pointing down to a section titled '電子証明書の取得' (Obtain an electronic certificate).
- 電子証明書の取得**: A note explaining that obtaining an electronic certificate requires personal identification. It includes two green buttons: '個人の場合' (Personal case) and '法人の場合' (Corporate case), with an orange arrow pointing down to a section titled '権利者情報の登録' (Register rights holder information).
- 権利者情報の登録**: A note explaining that registration requires personal information. It includes two green buttons: '個人の場合' (Personal case) and '法人の場合' (Corporate case).

- ご利用前の準備
    - 動作環境の整備
    - 電子証明書の取得
    - 債権者情報の登録

などの事前準備が必要です。

準備の方法や手順についても、  
ホームページをご覧ください。

僕は「個人」だから、**公的個人認証サービス**に基づく**電子証明書**が使えるね。住民票の写しの交付申請にも使ったな。

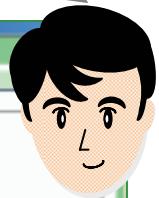


債権者登録が終わったところで、  
ユーザIDとパスワードをもらえたから、  
ログインして申立書を作ってみよう。

申立書作成

■ 本登録申請申込書(料金請求書)用申込書の登録情報を入力してください。	
<p>(1) 税別料金(税込) <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 税別料金(税込) 年月日 年月日</p> <p>(2) 税別料金 <input type="checkbox"/> 使換算 曜日 月 日 (付下書き用)</p> <p>貸付金額 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 貸付金額(税込) 例: 1000000円</p> <p>料金の返済方法 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 固定の返済方法 ・ 利便の返済方法 ・ 利便の返済方法 (選択二項目は、利便種別が「月」時利便利率は必須な うえ、 %) <input type="checkbox"/> % (例: 1000000)</p> <p>積算金の算出方法 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 積算金の算出方法 ・ 積算金の算出方法 ・ 積算金の算出方法 (選択二項目は、積算金の場合は、積算金の算出方法の選取 は必須です。) 年 <input type="checkbox"/> 年 (例: 2000000)</p> <p>備考 <input type="checkbox"/> 備考用件1 <input type="checkbox"/> 備考用件2</p>	
<input type="button" value="戻る"/> <input type="button" value="次へ"/>	

画面上の説明を見ながら簡単に入力できるね。



中立書の内容を確認してください。

T-001-B01 東京都千代田区麹町 4-2  
債務者 麹ヶ関 一郎

日本 の 地 旨 及 び 原 因

請求の範囲

1 (1) 金 200,000円	(下記請求の原因による請求)
1(2) 金 9,100円	(下記請求の原因による慰謝料・損害金)
2 上記1(1)の金額に対する平成19年1月1日から請求まで年5%の割合による過延 損害金	
3 金 3,000円	(争立手続費用)

請求の原因

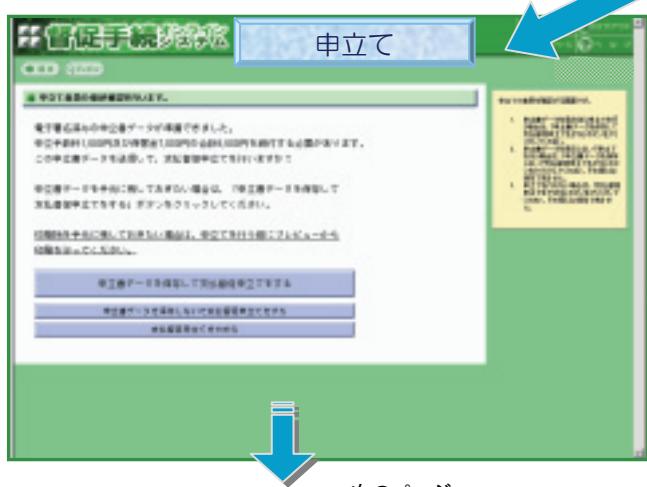
1(1) 契約の終了 平成17年1月1日

1(2) 契約の終了 債務者 麹ヶ関 一郎 に対する請求の原因

2

契約登記料	契約登記料	登記料	税
100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
(契約登記料と登記料)		100,000円	
		税込金額: 100,000円	

[戻る](#) [確定する](#)



次のページへ

- 申立てに必要な費用の電子納付  
このシステムを利用した場合は、次の費用を、インターネットバンキングかATMで、電子納付する必要があります。

### ○ 申立手数料

請求する金額に応じて決まります。

保管金

書類を郵送するための費用です。

進行状況照会

**進行状況を表示する検索条件を入力してください。**

<b>支払期間</b> <input type="text" value="平成18年 1月 1日"/> ~ <input type="text" value="平成18年 1月 31日"/> <input type="checkbox"/> 年始 <input type="checkbox"/> 月始 <input type="checkbox"/> 週始 <input type="checkbox"/> 月末 <input type="checkbox"/> 週末 <b>支払状況</b> <input type="checkbox"/> 未支払 <input type="checkbox"/> 全件	<b>登録番号</b> <input type="text" value="平成18年 1月 1日"/> ~ <input type="text" value="平成18年 1月 31日"/> <input type="checkbox"/> 年始 <input type="checkbox"/> 月始 <input type="checkbox"/> 週始 <input type="checkbox"/> 月末 <input type="checkbox"/> 週末 <b>取扱店名</b> <input type="text"/> <b>取扱店番号</b> <input type="text"/>
<small>検索条件を組合して検索結果を缩小させます。複数条件で検索する場合は、各条件ごとに検索を実行して、検索結果を重ねて表示します。</small>	
<input type="button" value="検索"/>	

## ● 進行状況照会画面について

債権者が申立てた事件の進行状況を、ウェブ上で進行状況照会画面からご覧になれます。

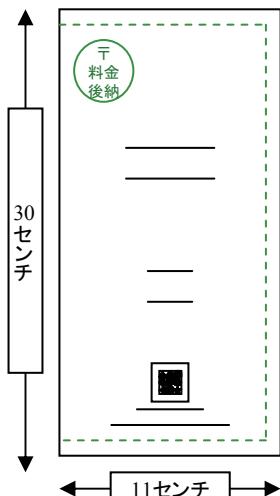
また、支払督促に対する異議がなく、**仮執行宣言の申立て**が可能な状況になると「仮執行宣言申立て」メニューのなかに、事件が表示されるので、選択して、簡単に申立てを行うことができます。

支払督促が発付されて、一郎くんにも支払督促正本（支払督促の内容を記載した書類）が郵送されたね。申立てた事件の状況がわかるから便利だな。



一郎くんから異議申立てはなかったようだ。  
次は**仮執行宣言の申立て**だ。

### 仮執行宣言付支払督促正本の受領



仮執行宣言が発付されて、僕にも**仮執行宣言付支払督促正本**が届いたよ。  
**強制執行**の手続をするときにこの正本が必要になるそうだから、大切に保管しよう。

被付箇所	平成18年(口)911353号
権利者名	生 太郎
権利者名	霞ヶ関 一郎
登記権利の登記日	平成18年12月8日
権利の額	300,000円
権利の額	1,200円
仮執行宣言申立書の作成	
<input type="checkbox"/> 一部の権利を譲り受けた場合に、登記権利の登記日を記入する場合は、チェックして下さい。 <input type="checkbox"/> 本件権利のみ登記する場合は、チェックしないで下さい。	
民事訴訟に付された請求権のうち <input type="checkbox"/> 個別訴訟 <input type="checkbox"/> 共同訴訟	
<input type="checkbox"/> 1年以内の(口)ノマスは自動更新します。 <input type="checkbox"/> 1年内の(口)ノマスは自動更新しません。	
上記の内容に対する <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日 からの適用まで	
年5%の割合による遅延損害金	
申立て権利者	<input type="checkbox"/> 本件権利の(口)ノマスは自動更新します。)
追加権利者登記者	<input type="checkbox"/> 本件権利の登記者正本が提出されました。)
再登記権利者	<input type="checkbox"/> 本件権利の(口)ノマスは自動更新します。)
送達に付て送達により原物を交付する場合は、本件権利の登記を無効	

## 【集 太郎 さんのその後】

しばらくして、一郎くんがお金を返してくれたので、ホッとしました。  
そういえば、うちの会社は、商品の売買代金を払ってもらえない時に、  
支払督促をよく利用しているそうです。

インターネットによる申立ては、まだ利用していないらしいので、今度、督促手続オンラインシステムを使ってみるよう勧めてみます。



#### ● 法人の債権者の場合

継続的に、多数の支払督促の申立てを行う法人の債権者のために、**複数申立てインターフェース**があります。債権者の社内のシステムで使用しているデータを元に、督促手続オンラインシステムの所定の仕様に従ってCSV形式のファイルを作成した上で送信して、申立てを行います。

一度に最大300件までの申立てが可能です。

## ● セキュリティについて

このシステムでは、  
○電子証明書を利用した電子署名  
○SSL通信による通信経路の暗号化  
など、プライバシーやセキュリティ面での対策を十分に講じています。

まずは、「督促手続オンラインシステム ホームページ」をご覧ください。

<http://www.tokuon.courts.go.jp/AA-G-1010.html>

